

羽咋市自主防災組織活動補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市の交付する自主防災組織活動補助金（以下「補助金」という。）の交付については、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この要綱は、羽咋市自主防災組織認定要綱（平成23年羽咋市告示第53号）の規定に基づき登録された自主防災組織（以下「組織」という。）の結成促進と育成推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けられることができる団体は、第2条による組織とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、組織が行う防災活動に関する事業（以下「補助対象事業」という。）とし、補助対象経費は、別表1、別表2によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 市から他の補助金等を受けている事業又は市から補助金等の交付を受けている団体から補助金又は助成金等を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治的または宗教的活動を目的とする事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号により算出した金額とする。

- (1) 新たに組織を結成したときの補助金は、結成及び別表1の活動に係る経費の合計額（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、この額が50,000円を超えるときは、50,000円を限度とする。
- (2) 結成2年目以降の組織の補助金は、3回を限度に別表1の活動に係る経費の1/2（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、この額が50,000円＋（組織内世帯数×100円）を越えるときは、これを限度とする。
- (3) 結成5年目以降の組織の補助金は、別表1の活動に係る経費の1/2（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、この額が10,000円＋（組織内世帯数×50円）を越えるときは、これを限度とする。
- (4) 別表2に掲げる防災資器材の整備事業をしたときの補助金は、当該事業に係る経費の1/2（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、この額が200,000円を超えるときは、200,000円を限度とする。
- (5) 組織が属する町会が管理する会館等を自主避難所として利用し、かつ消防法（昭和23年法律第186号）の点検を受ける場合は、別表1に掲げた点検費用として経費の1/2を補助する。ただし、この額が10,000円を超えるときは、10,000円を上限とする。また、該当する会館等に対して年1回とする。

(6) 組織が防災活動の啓発として、石川県防災活動アドバイザー等を講師とし、防災講演会を行う場合は、別表1に掲げた防災講演会に係る経費の合計額(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)を補助する。ただし、この額が13,000円を超えるときは、13,000円を上限とする。また、年1回を限度とする。

2 特例財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業の補助金の交付を受けた年度は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする場合は、羽咋市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第1号)に、当該補助事業に係る事業計画書、予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上補助金交付の適否を決定し、羽咋市自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は前項の場合において適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、羽咋市自主防災組織活動補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市自主防災組織活動補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、規則第17条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、前条の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(実績報告)

第11条 補助事業が完了したときは、羽咋市自主防災組織活動補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、審査の上補助金交付額を確定し、羽咋市自主防災組織活動補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金請求)

第13条 補助金の支払いを受けようとするときは、前条の規定により補助金額確定通知後に、羽咋市自主防災組織活動補助金精算(概算)請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に、交付決定した補助額の範囲内において補助金を概算払により交付することができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 羽咋市補助金事務取扱規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助金に関する書類を整備して当該補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月31日告示第54号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月30日告示第22号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第19号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第54号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第41号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第69号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第50号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助金交付の対象となる経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練実施に要する経費 ・ 防災に関する研修会実施に要する経費 (アルコール類は不可) ・ 要援護者への避難対応防災計画等の作成に要する経費 ・ 防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ・ 防災資器材の整備 (購入又は既存資器材の修繕等) ・ 看板、避難路案内標識等の作成・設置費 ・ 組織が自主避難所として利用する会館等の消防法 (昭和23年法律第186号) に定める点検費用 ・ 組織が実施する防災講演会費 (講師謝費、講師交通費、関連費用を含む) ・ その他市長が必要と認める活動に要する経費

別表 2 (第 4 条関係)

防災資器材整備助成交付要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路事情等で緊急車両の活動に懸念がある地域等における消防ポンプ等の整備 ・ 土砂災害、水害、津波災害等に備える防災設備の整備 ・ 学校、保育所、福祉施設、医療施設、文化財等、地域の重要な施設の防災対策の強化を図る防災設備の整備 ・ その他市長が必要と認める防災設備の整備